

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和 2 年 9 月 2 5 日 (金) 午後 1 時～午後 2 時 3 0 分
場 所	第 5 ・ 第 6 委 員 会 室
出席委員	◎中島 俊 ○日下みや子 内田 博紀 大橋 昌信 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 福元 愛 山田 一一
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長 (小貫省三) 次長兼協働推進課長 (永塚洋一) 協働推進課副主幹 (竹内邦裕) 市民生活部長 (中山浩二) 次長兼市民課長 (藤本裕司) 環境部長 (國井 潔) 水道事業管理者 (成嶋正俊) その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思います。

質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後にを行います。

委員長より執行部の皆様をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をお願いいたします。発言の許可を得た上で、所属名、名前を述べまして、簡明な答弁に努められるようお願いをいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、よろしくをお願いいたします。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いいたします。スマートフォンは会議中操作されませんように御注意を願います。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ここ第5・第6委員会室で開催をすることとし、執行部の入室につきましても所属長以上とするように協力をいただいております。各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。この点を考慮しまして、質疑についてもできるだけ簡潔に行っていただけるようお願いいたします。

前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにしますので、御協力をお願いをいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第28号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となりました議案第1区分について質疑をいたします。議案第28号、補正予算案についてでございます。まずは、市民課のほうにお尋ねいたします。マイナンバーカード交付関連事業についてでございますが、今回マイナンバーを作成するに当たってJ-LISに支出をするということでございます。歳出をするということでございますが、国費の投入状況と市単独で持ち出しとなる金額の額面を教えてください。

○次長兼市民課長 基本的には補助率10分の10ということで、基本的にマイナンバーカードを作成したり、その他もろもろの処理をするのにかかるのは全て国費ということで理解しております。以上です。

○内田 事務費についても市の持ち出しはないということでしょうか。

○次長兼市民課長 基本的にはそうなります。ただ、先ほどちょっと付け加えますと、カードの再交付といったものについての経費というのでしょうか、入ってくる手数料は市の歳入に入るということになります。以上です。

○内田 これ、からくりがあつて、あたかも国費で全額補完されるようでございますが、国費でも市の財布に入れば、これは市の歳入、市の税金でございますし、国税であれ、住民税であれ、私たちの市民負担というのは変わらないわけであつて、マイナンバーカードという個人情報の管理が不十分であるこのシステムに、私はこれだけの税金を投入することには非常に違和感を感じているところでございますので、申し添えるところでございます。そして、J-L I Sになぜ歳出をしなければいけないのかという、その根拠について教えてください。

○次長兼市民課長 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに基づく省令が、総務省令ですね、第85条というのがございまして、そこの35条に基づいて委託していると、委任しているということでございます。

○内田 35条の内容をちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○次長兼市民課長 読み上げさせていただきますと、35条としましては、市町村長は機構に、機構というのはJ-L I Sをいっています、機構に個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち、次に掲げる事務を行わせることができるということで、1から8まで細かい項目が並んでいるという次第です。以上です。

○内田 これは国策でございますので、国費をそのままJ-L I Sに投入すればいいとも一方では考えるんですが、一旦市町村を経由して歳出するというのはどういう意図を持つてのことでしょうか。

○次長兼市民課長 すみません、そこら辺はちょっと把握しておらないというか、理解しておりません。

○内田 このマイナンバー制度でございますが、一旦市町村を経由して、あたかも国費を全額充てているような思い過ごしをしてしまうところが欠点でございますが、やっぱり国策であるのであれば、私そのものはマイナンバー制度については、マイナンバーの交付拡大については、個人情報等の観点とかから非常に違和感を感じているところではございますが、やるのであれば、国策でございますので、直接国費が投入されるべきだというふうに考えておりまして、市町村が歳入歳出という煩雑な手続をしなければならないということには疑問を感じているところでございます。

続きまして、今度は協働推進課にお尋ねいたします。パレット柏の債務負担行為についてでございますが、債務負担行為の設定期間等については事前資料のほうで拝見しているところでございますが、前回5年前にパレット柏の債務負担行為を設定したわけでございますが、前回と今回との金額を比較すると増減はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

○次長兼協働推進課長 前回の債務負担限度額は1億8,900万円でございますので、総額で2,600万円の増額となっております。以上です。

○内田 増額になっていますけれども、その増額された理由というのはどういうところにございますか。

○次長兼協働推進課長 まず、年間を通じて考えますと、債務負担で約520万円、実績ベースで600万ほど増額をしております。この要因としては人件費と、あとこちらから設定している事業費についての増額分、また削減している経費、事務費なども精査して見ていまして、トータルでそのくらいの増額を見ているということです。以上です。

○内田 この間、現指定管理者と金額についてのやり取りや交渉、折衝等は行われたことはございますか。

○次長兼協働推進課長 現指定管理者とそのようなことはございません。

○内田 その点は安心いたしました。指定管理者制度は、競争性が働いていくということを名目にうたっているわけですが、当初は数社の応募がありますけれども、段階的に1社に、現指定管理者に1社に集約されて、ある種資本独裁ということも懸念されている中がございますので、現指定管理者とのやり取りがなかったということについては安心をいたしました。

続きまして、指定管理者で行った場合と委託で行った場合と、それから本市が直営で行った場合の金額比較をお示しくください。

○次長兼協働推進課長 直営で行った場合ですとか、委託の場合ですとか、あと指定管理者、これらのパターンを昨年度いろいろと比較検討させていただきました。その結果、人件費については大きな開きは見られませんでした。大きかったのは、パレット柏のような、こういった場所を管理する民間事業者が一定数参入しているということが一つ。また、直営と比べて、いわゆる民間、指定管理者に委託したほうが、事務処理がスピーディーということですね。役所の財務のルールに縛られることがないと。あと、こういった企業が発達しているので、専門人材が豊富にいるという、大きくこの3点で指定管理者制度を採用しました。以上です。

○内田 指定管理者を採用した経緯については御説明で了解いたしましたけれども、お聞きしたいことは金額の比較、指定管理者で行った場合と直営で行った場合の金額の比較を実績ベースで、実質ベースで、金額、額面でお示しくください。

○次長兼協働推進課長 人件費については先ほど申し上げたとおり、あと事業費については、やはり直営で行った場合ですとか、あと例えばチラシを印刷したりとかというときに、私どもですと印刷業者等に頼まなければいけません、民間事業者ですと今インターネットで廉価で印刷ができるというようなことから、事業費ですとか、事務費が直営より安いという算出が出ております。以上です。

○内田 その点は、費用対効果の面も考えられますが、パレット柏というのは協働推進課が所管しておられますので、市と行政と市民とのパートナーシップというのが私は問われてくるかと思えますし、またその必要性を感じているところでもございます。パートナーシップということを考えましたときに、パレット柏の性格上、職員と市民の方が一体的に何かを成し遂げていくということが必要であると思いま

すので、人件費の部分が変わらないのであれば、私はわざわざ指定管理者制度を導入しなくても、それは世の中の流れで、トップランナー方式等で指定管理者にしないと地方交付税の算定額に影響がくるということは承知しておりますけれども、ただ一方市の施策としては、市民との協働、パートナーシップということを考えると、職員と市民とのパートナーシップというのは大変重要となりますが、その点で直営という視点は考えられないのでしょうか、教えてください。

○次長兼協働推進課長 そういった視点も含めて、直営に戻したほうがよいのでは、特にパレット柏の場合は稼働率が非常に高いので、という観点からも考えましたけれども、やはりその民間事業者のそのスピーディーさ、そういったところを高く評価、つまり費用対効果を高く評価し、指定管理者制度を採用したいと思っております。

○内田 うがった聞き方をしちゃいますと、職員のスキルアップをすることよりも、安易に合理的に民間事業者指定管理者に委託するという点については、私はちょっと違和感を感じる点でございまして、職員のスキルアップというの、パレット柏自体は指定管理者であっても、協働推進課全体としてパレット柏に関わっていくと、市民との協働事業も行われていくという経過もございまして、そのスキル、職員のスキルアップというの進めていただきたいと思いますが、その点の見解をお答えください。

○次長兼協働推進課長 協働推進課は、市民との協働を引っ張っていく部署ですので、当然職員のスキルアップもそうですが、パレット柏の中には協働推進課直営の市民活動サポートコーナーという部署、ポジションがございまして、ここを中心にパレット柏と連携しながら、市民の皆様とともに協働のまちづくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○内田 そうすると、ちょっと議案質疑とは論点がずれてしまって、関連質疑であるんですが、協働推進課の職員がパレット柏で事務を行うというの市民との協働を推進するという目的があるのでしょうか、お答えください。

○次長兼協働推進課長 はい、そのとおりで、今市民活動団体等はパレット柏を拠点に活動していて、協働推進課が市役所で執務している必要性がほとんどないというところから、パレット柏にあります。以上です。

○内田 国際交流センターについてお尋ねしますが、国際交流センターにつきましては、直営で行った場合と指定管理者で行った場合の金額の比較はどうなっておりますでしょうか、お示しくください。

○次長兼協働推進課長 国際交流センターの場合、事業の性質が施設管理というよりも事業が主でございまして、いわゆる国際交流経験の豊富さですとか、そういったものが重要になると、あと職員は語学が必要、英会話ができなきゃいけないということがありまして、これを直営で行った場合だと、やっぱり職員の人件費が高かったというのが、国際交流センターに関しましてはそういう結果が出ています。以上です。

○内田 国際交流センターは前回公募でしたっけ、非公募でしたっけ、お示してください。

○次長兼協働推進課長 公募でございます。以上です。

○内田 今回も公募の予定でございますか。

○次長兼協働推進課長 はい、公募の予定です。

○内田 現実的には国際交流センター、今の指定管理者は私は妥当な管理者で、指定管理者制度の是非は別として、今の指定管理者、国際交流協会は妥当だと考えています。公募の際も、配点のつけ方とかもいろいろ工夫して、今のところに優位に働くということになりますとまた利益誘導になってしまいますので、それはできないかもしれないんですが、大きな市場というか、資本が独占するような形にならないような配点方法も検討していただきたいと思います。市民交流センター、パレット柏、国際交流センターにつきましては、大変市民からのニーズも高いという状況にございますので、これからも利便性の向上に努めていただきたいことを申し上げます。私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○日下 じゃ、お願いします。まず、補正予算、マイナンバー関係について伺います。マイナンバーカード交付関連事業5,081万5,000円についてまず伺いたいと思うんですけども、5,081万5,000円を地方公共団体情報システム機構、J-LISに払うわけですけど、この5,081万5,000円の根拠を示してください。

○次長兼市民課長 これは柏市としての積算的なものではなくて、国の予算、2年度の政府当初予算に昨年度、元年度からの繰越額をプラスしまして、そこに国の補正予算額を足したもの、これを今年度の交付の上限額と国のほうではしております。それを全国の自治体の人口で按分したもの、それが出されまして、それと柏市の、柏市というか当初予算との差額、これを補正として組んだということでございます。以上です。

○日下 それは分かりました。要するに国の全体のその予算の規模があって、それをそれぞれの地方自治体で割って行政に下りてくるという、そういう仕組みなんでしょうけども、そのお金が出てくる経過を聞きまして、J-LISが自治体にこれくらいかかったよというお金を要求する、柏市は国に対してその必要額を求めてお金が下りてくると、こういう流れだと聞いたんですが、それは分かりました。それで、その5,081万5,000円という、この額がどういうもの、金額そのものじゃなくてもいいんですけど、これがどういうふうに使われているのかという、そのことを私は根拠と言っているんですけど。

○次長兼市民課長 先ほど総務省令の35条に触れさせていただきましたけれども、ここで列挙されているマイナンバーの作成ですとか、あるいはそのほかカードの交付通知書ですとか、あるいは番号をなくした場合の届出の受付、その他運用に関する状況のいろいろな管理、そういったもろもろの経費という理解しております。以上です。

○日下 結局J-LISから要求されたお金は、もうそっくりそのまま納めると

いう、こういう仕組みなんですね。ですよ。ですか。中身については、何に幾ら幾ら、何に幾ら幾らという、そういうものは自治体には示されないんですね。

○次長兼市民課長 細かい内訳については示されておりません。以上です。

○日下 これが、すごくこのJ-L I Sのブラックボックスというかな、自治体の職員も分からないんですから、私たちが分からないのは当然で、ブラックボックスと言われるゆえんじゃないかなと思いますけれど、J-L I Sは発注先の大手メーカーなどとの契約金額などを全て明らかにしていないんですね。情報公開法の対象外になっているというんですけれど、そうなんですか。公開されないものなんですか、これは。

○次長兼市民課長 そこら辺については、ちょっと承知をしております。以上です。

○日下 後で教えてほしいなと思います。今回の補正なんですけど、年間の予算はどのくらいなんですか。

○次長兼市民課長 全国のということによろしければ、909億7,786万円ということになります。以上です。

○日下 その全国を地方に振り分けるんですけど、その予算というのは、柏市の予算というは幾らぐらいなんですか、年間の。

○次長兼市民課長 2億9,984万4,000円ということになります。補正も含めての話です。

○日下 そうですね。去年は……

○委員長 私が指名してからにしてください。

○日下 ごめんなさいね。去年はどうだったのでしょうか。決算ベースでお示してください。

○次長兼市民課長 5,680万9,200円です。

○日下 去年のその5,680万に対して、今年度は2億9,984万円と非常に大きく膨らんでいるわけなんですね。これからも国のその施策を聞きますと、どんどん膨らんでいくんだろうなということが想定できます。それで、まずマイナンバーカードについてなんですけど、国は直近で、今日テレビで言ってたんですけど、カードの交付が19.4%と言ってましたけど、柏市はどうですか。

○次長兼市民課長 8月末日現在で20.2%ということなんです。以上です。

○日下 若干国よりも柏市のほうが少し高いかなという感じがしますが、いずれにしろ国はあの手この手で推進してきたわけですよ。例えば自治体職員の申請の強化ですとか、共済組合を使ってやりましたし、それから出張申請などいいまして、柏市の職員がいろんなところに出かけて行って申請手続きをやっているわけですね。非常に国のその施策で、マイナンバーカード普及に躍起になってやっているわけなんですけども、今進めているマイナポイントも、政府は4,000万人を想定して始めた事業なんですけど、8月30日の現在377万人にとどまっているという状態で、なぜこのマイナンバーカードは進まないと思いますか。

○次長兼市民課長 先ほど377万人というお申出だったんですが、私どもとして理解しているのが、ちょっと9月17日現在でマイナポイントを申し込んだ方が565万5,720人ということで、全体の中の4,000万人を分母とした場合は約14%という理解しております。以上です。

○日下 質問は、このマイナポイントもそうなんですけども、マイナンバーカードがこんなに政府が意気入れてやっているのに、何で進まないと思いますか。

○委員長 そのこのところをポイントで答弁どうぞ。

○次長兼市民課長 お一人お一人に聞いたわけではございませんけども、まだ必要性を感じていない方が多いのかなという点もありますし、あと先ほど副委員長がおっしゃったように、こちらのほうから出張申請を本来計画はしてはいたんですけども、コロナの関係でできていないというような背景もございます。以上です。

○日下 じゃ、取組に問題があると。じゃ、取組で、さらにぐんと上昇するというふうに思っているわけですね。今日もテレビで言っていました、昨日かな、言っていたけど、韓国でも大手のクレジットで情報の大量流出があったという報道がされていましてよね。それから、最近ですとマイナンバーカードというよりもドコモの口座、電子決済なんですけども、こういう事件が、預金の引き出しなんていうのが起きておまして、やはり市民は不安なわけです、はっきり言って。そのマイナンバーカードを持っても、不正に利用されるんじゃないかですとか、それから漏えいの不安というのが非常に大きいと思うんですね。

今年5月、10月の特別定額給付金の窓口で殺到したために、J-LISのシステムが機能停止状態になりましたよね。柏市はどんな状況だったんですか。

○次長兼市民課長 このシステムダウンの話でしょうか。

○日下 柏市の窓口の状況ですから、そうですね。システム。

○次長兼市民課長 J-LIS側のシステム。

○日下 システムや窓口の状態ですね。

○次長兼市民課長 確かにここ大きなところでは、6月と8月にこのアクセスが集中したのために、システムが一時的に機能ダウンしたというところが現実問題としてありました。それに伴って、市民の方が滞留してしまったという現実がございましたけれども、それについては必要なことをこちらのほうで、暗証番号等を聞いて、後からこちらのほうから送るとか、そういった対応をさせていただきました。

○日下 J-LISの不具合というのは、過去にも幾つか事件がありまして、その点でもやっぱり国民の不信感というのは大きいと思いますね。

次に、戸籍事務オンライン事業2,263万8,000円について伺います。これは、昨年の5月の国会で可決された情報技術の活用に関する、すごい長い法律なんですけども、要はその一般的にデジタル手続法と言っていていまして、行政の簡素化ですとか、効率化ですとか、そういう手続や情報を紙からデジタルデータへオンライン化するという法律で、それに基づいて一体的に、今回戸籍のデータを法務省が一元管理化するというものなんですよね。全ての市町村からアクセスを可能にするためのシス

テム改修ということなんですよ。ということで理解していいんですか。戸籍にある個人の情報が政府に管理されるということですので、これは非常に大きな問題だと思うんですけども、昨年の国会で、同じように健康保険証についても法案が通っているんですけど、これのひもづけなんかもあれなんですか、始まるんですか。

○次長兼市民課長 年明け3月から始まる予定と聞いています。以上です。

○日下 じゃ、国民健康保険証などもそうなるわけですか。

○次長兼市民課長 そのとおりです。以上です。

○日下 デジタル法ですけど、この法律は障害者や高齢者、私のように機械に非常に鈍い人、困難な条件、環境にある人、経済的事情で機能が利用できない人への対策というのはあるんですか。

○次長兼市民課長 そういったいわゆる社会的な弱者に対する特別な何かというよりは、幅広く、例えば今まで個々の役所に行って戸籍謄本なりを取って、それを必要な官庁とかに提出といったものを、このデジタル化を通じてオンラインで結ぶことによって、それをいちいち紙ベースで提供、提出しなくてもよくなると。要は官公庁同士、自治体同士でのやり取りで済むというようなことでは、みんなに優しい社会になるというような理解でおります。

○日下 障害者や高齢者などもちゃんと対応できるようになるんですか。

○次長兼市民課長 なると思います。以上です。

○日下 だから、その国会の討論なんか聞いても、法にはそういうことが明文化されていないということで、それもやっぱり大きな問題になっています。政府は、今後銀行の口座とのひもづけですとか、運転免許証も、それから学生証も進めていくということで、しかしこれがなりすましで一挙に情報漏えいされたら大変なことになるわけでありまして、ICTは暮らしに役立つんですけど、それそのものに私も反対するわけじゃないんだけど、セキュリティーが非常に問題だし、それからその自分の個人情報全て国家に一元管理されるというのは、これは何とも納得いかないというふうに思っている方たちが非常に多いと思います。

次に、債務負担行為について伺います。市民課のほうに伺います。国際交流センターと市民交流センター、市民ギャラリーの指定管理料の設定の議案、債務負担行為の議案です。既に応募期間が過ぎて、11月に審査するということのようにです。まず、今回2回目の募集になるわけですよ。今年までで5年。1回目の5年ということになるわけですけども、4年目、今年の3月までの4年間は決算が出ていると思いますので、両者の経営状況について伺いたいと思うんです。まず、2者の4年間の収支について、収支決算額を示していただきたいと思います。まず、国際交流センターについてですが、平成28年度、29年度、30年度、令和元年度の収支、黒字か赤字か、赤字だったら幾ら赤字か示してください。

○次長兼協働推進課長 まず、国際交流センターでございますが、28年度は約15万1,000円の赤字、29年度は約3万4,800円の赤字、30年度は約3万円の赤字、令和元年度はゼロ円です。市民交流センター、市民ギャラリーのほうは、平成28年度が約

230万円の赤字、29年度が218万円の赤字、30年度が約160万円の赤字、元年度は、これは損失補償した後ですが、約240万円の赤字です。以上です。

○日下 全部ですよ。全部赤字、毎年赤字。この赤字の原因は何なんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 まず、国際交流センター等については、予定していた事業に対する参加者が少ないために、参加費が少なかった等でその赤字が発生しています。市民交流センター、市民ギャラリーのほうにつきましては、当初年間来館者を約15万人と見込んでいた計画だったんですけれども、実際蓋開けると30万人以上、今42万人年間来場している、2.8倍もお客さんが来ちゃっているということは、部屋の稼働率も68%で計算していたのに、今90%近いということで、人出が、スタッフが必要になってきちゃったということで、人件費がかかってきたということと、あと消耗品、パレット柏には印刷室的な作業室というのがあるんですけれども、そこで使うインク代がとてめにかかってきている。あとは、その同じ作業室にあるんですけれども、すごく人気の高い大判のカラー印刷機があるんですけれども、そういったニーズの高い大判印刷機をリースしたため、そのリース代が予想より高かったとか、あとは部屋の稼働率が高いので、やはり光熱水費が計画を少し上回っているということで、トータルでこのようになっています。以上です。

○日下 この赤字分って、事業所はどうやって補填しているんですか。

○次長兼協働推進課長 両者とも本社というか、例えば国際交流センターだったら国際交流協会、パレット柏でしたらアクティオ等のその本社が負担、本社管理費が低く、当初計画していた本社管理費が減額されて決算上出てきているということですか、本社の取り分を低くしているということですか。本社の取り分を減額している、つまり本社が補填している。

○日下 こういう毎年赤字になっている事業者には任せていいんですか。

○次長兼協働推進課長 管理運営については日々チェックもしていますし、あと定期的に市の業務改善課の指針に基づくモニタリングというのもやっていて、つまり事務処理上も会計上も施設の管理運営、全て適正に行われており、また包括外部監査というのでも2年前にあったんですけれども、評価はいただいている、適正だと思っています。以上です。

○日下 私も、資料本当は頂こうと思っていたんですが、頂いていないのでお聞きしたいんですが、毎年利用者からのアンケートを取っていると思うんですね。直近のものでもいいので、利用者からどんな要望が出ているか、またどんな改善がされたか示していただけますか。

○次長兼協働推進課長 直近ですと、8月に取っています。年に2回取っているんですけれども、8月に取っているアンケートで、スタッフの対応ですとか、施設のこととか、あとはそのほかホームページのこととか、8項目について5段階で聞いております。この中で、スタッフの対応とか館内の設備とか清掃状況とかについては、5段階評価で4.5と高い評価を得ています。一方、ホームページとかツイッター、フェイスブック等情報発信等については、5段階評価で3.9点、若干低めに出ています。

す。以上です。

○日下 具体的に、こういうところを改善してほしいという要望が出されて、それにこんなふうに対応したということがあったら示していただけませんか。

○次長兼協働推進課長 4年間弱運営してきて、例えば当初はオープンスペースの混雑度が激しくて、高校生が占用していて困るというような要望が大変多かったことに対して、例えば貸出時間を決めて、誰もが公平に利用できるようにしたり、あと作業室の使い方のルールを決めたり、あとコワーキングスペースというものもあるんですけども、それについても空いている時間が多いので、いわゆる打合せをできるスペースに改善してみるとか、そういった利用者の声を聞いて改善をいろいろと試みております。以上です。

○日下 アンケート、後で資料請求しますので、ください。それで、今回パレットのミーティングルームの利用について、10月から料金がこれまでの半額から元に戻るといふことなんですか。密を避けて利用者は半分にならざるを得ないのに、なぜ利用料金を元に戻すのでしょうか。

○次長兼協働推進課長 6月1日から貸出しを再開して、その貸出しの再開のやり方として、その人々の密集を避けるために、通常1枠3時間のところを2時間貸しにしたんですね。その1時間で、交代時に人々が重ならないように、接しないようにして1時間設ける。2時間にしたものですから、それで料金を、利用時間が短くなったので料金を半額にしました。10月1日からは、国のいろいろなこの施設貸出しの緩和の方針等もございましたので、柏市もその2時間貸しから通常の3時間貸しに変えたので、料金を元に戻そうということにいたしました。以上です。

○日下 その2時間から3時間に増やしたというのは、利用者にとってもそれはいいことなんですけど、その利用者にとっては料金が2倍になる、そこに参加する人は半分なわけですよ。その利用料金を負担するのは、みんなそこに参加する人たちで負担するのであって、それが2倍に戻っちゃうというのは、やっぱり納得いかないと思っていると思うんですけどね。それについてはどうですかね。

○次長兼協働推進課長 おっしゃる御意見もよく分かります。ただ、例えば近隣市なんかで見ますと、このように半額の対応を取っているところが少なく、でも一方では定員の50%というのは厳しく規制しているんですね。半額にしているというのは、柏市だけの特別な措置であったということもありますし、パレット柏で言えば、例えば30人の部屋に対して30人が常に利用しているかということ、実態としては、これもちょうど実態調査をして分かった結果なんですけれども、半数程度の利用というのが、5割から6割程度の利用というのが実態としてはございますので、半数でお願いしておりますが、使っている側にとってはそれほど苦しくないというか、そんなに大きな影響はないのではないかと考えています。以上です。

○日下 実際に使う人数は、そんなに旧と変わらないんだって御説明だったと思いますが、それは利用者からの声を聞いている私としては、そうなのかなという感じがしないでもないんですけどね。そういう意見として寄せられています。それか

ら、部屋を使うのに鍵を渡されるんですか。鍵を渡して、自分で鍵を開けるというんですけども、前に5分前に鍵を渡されて、実はそのイベントをやるには準備も必要なわけですよ。準備もかかるわけですよ。その5分間というのは、すごいやっぱり短い時間で、もちろん前の方が使っていたら、それはやむを得ないですよ。だけれども、何で、そんなふうに使っていない場合なんかはもっと早くに入室させて、準備などをできるように柔軟に対応すべきじゃないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○次長兼協働推進課長 施設の貸出しには、いわゆる余裕の時間がないので、通常イベントとか講座等をやる場合は余裕を持った開始時間を設定していただいている団体が慣例としては多いですね。例えば9時から12時の枠を取っていて、9時からイベント開始というのは、それほどないような気がしています。ただ、おっしゃるとおり前が空いていて、準備ができるのであれば、臨機応変に対応するということは、現場では……

○協働推進課副主幹 今回その鍵をかけた措置というのは、パレット施設運営していきまして、どうしても自分たちの利用時間の前に空いている、今1時間余白があるので、空いているので入ってしまうという傾向が非常にあったというところで、そうしてしまうと、利用時間の前から使っているというのがあったので、鍵を渡す措置をしたということで指定管理者からは聞いております。以上です。

○日下 使うって、だって使う時間って決まっているわけだから、その前に入るってというのは、そこからそのイベントを始めるということは、まずないと思うんですよ。準備の時間だと思うんですよ。もちろんその決まった時間だから、極端に早く入らせろと言っているわけじゃないんですけど、その前の団体が使っていない場合には、もうちょっとやっぱり柔軟に対応していただいて、市民の利便性の向上に努力していただくことはできないですか。

○次長兼協働推進課長 すみません、ちょっと先ほどの質問勘違いしていました。これはコロナ禍の対応措置、つまり3時間貸しから2時間貸しにしているために起きたその1時間の空きですが、この空いている時間帯は施設のいわゆる消毒とか、机の消毒とかという時間にも充てられているようなので、あまりこれを緩くしてしまっただろうかなと思うんですが、どの程度現場の実情に応じて臨機応変に対応できるか、指定管理者と相談していきたいと思っております。以上です。

○日下 お願いします。では、以上です。

○円谷 マイナンバーカードのところなんですけど、7月の決算監査で質疑させてもらっていますので、そちらは結構なんですけれども、その際、私も役を辞した後で大変恐縮なんですけれども、4人の総意として決算監査意見書にも付したとおりで、マイナンバーカードの普及事業というのが市民課の最重要事業であろうかと思えます。いろんな意見、今も出ていましたけれども、私の立場からいたしますと、その際の識見の監査委員の方の意見等々をかなり厳しいものだったと記憶していますので、鋭意努力していただきたいと、このようにお願いします。

○浜田 すみません、債務負担行為なんですけど、さっきちょっと副委員長のお話を伺って、私すみません、赤字が続いているっていうのを初めて知りまして、そこで一点ちょっと気になったんですけど、もう既に今回のプロポーザルが開始されているということはお聞きしているんですけど、それに対してこれだけ赤字が続いているということを踏まえて、今回のその選定の条件などにどう反映しているかと、そこだけちょっと教えていただきたいんですが。

○次長兼協働推進課長 約250万程度の赤字が生じているということから、実はその増額分で、人件費と事業費で約500万円から600万円増額していると申し上げましたが、つまりその部分は当然にして入っています。この赤字の要因が人件費なものですから、その分を増額していると思っただけだと思います。以上です。

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 議案第28号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第28号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。請願第1区分、請願17号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書についてを議題といたします。

本件は、意見書の提出を求めるものでありますので、特に意見があれば、これを許します。

○内田 核兵器禁止条約の調印についての意見書を提出することについての請願でございますが、繰り返しの御議論とはなりますけれども、世界には核保有国と核非保有国があるわけでございますが、日本においては広島、長崎等で被爆をしていると。核の被害に遭っているという実績がございます。悲惨な過去がございます。であるからこそ、日本は核保有国に対して核を持たないことを言うべき立場にあるし、逆に言うと、言える立場にあると思うんですね。私は、やはり核兵器というものは人類を破壊してしまうものであり、地球の自然を破壊してしまうものでもあるというふうに考えます。あと6か国の批准で条約は有効になるということでございますので、日本はそういう意味では核は絶対当然持たない、これは当たり前ですけども、アメリカの核の傘にも依存すべきではないという立場でございますことをまず

申し述べた上で、意見を表明するに当たって、1点執行部に確認したいことがあるんですが、委員長、質疑をしてよろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○内田 協働推進課にお尋ねをいたします。本市の核兵器禁止に関する取組についてお答えください。

○次長兼協働推進課長 柏市では、昭和60年3月に世界恒久平和を願って平和都市宣言を行いました。それ以来、子供たちへの啓発ですとか、平和パネル展等を行うとともに、最近では市内の戦争遺跡見学会などを行って、平和の尊さ、核兵器の非人道性等を伝えてきています。以上です。

○内田 平和都市宣言というお話が出ましたが、平和都市宣言の文章解釈は、核兵器は廃絶すべきであるという解釈をしてよろしいでしょうか、お示してください。

○次長兼協働推進課長 はい、そのとおりです。核廃絶という文言がございます。

○内田 それから、本市が加盟している平和首長会議についてでございますが、平和首長会議でも核兵器廃絶に対しての取組があると思っておりますが、分かる範囲でお答えください。

○次長兼協働推進課長 そもそも平和首長会議は、核廃絶とともに世界恒久平和の実現のために動いているわけですがけれども、平和首長会議ではこの核兵器禁止条約が成立した際に、その後で平和首長会議として国も動くように要請をしていて、毎年国に要請をしているというふうに理解しています。以上です。

○内田 私は、行政はかなり積極的に動いていただいていると評価しております。二代表制である一方の議会も、この点については行政を後押しすべきであると考えますし、行政は市単独で何かをするということは、なかなか難しいところもある中で精いっぱい頑張っていますが、私たち一方の議会というのは、市町村、都道府県単独で意見書を決議するという権能を有しております。これは、大いに私は発揮すべきだと思いますし、この意見書を提出する請願については採択を皆様に求めるものでございます。以上でございます。ありがとうございます。

○日下 ずっと何回も請願が出されていますので、やっぱりここで賛成する者も、反対する者も議論を交わして、やっぱりその一致点をつくっていくことがすごく大事だと思うんで、反対の人にはなぜ反対なのかというのをぜひこの場に出してほしいと思いますけれども。私のほうからは、ちょっとこの間の世界と日本の動きについて報告をさせていただきます。まず、この核兵器については1968年のNPTで5大国の保有が認められたという、前例のない差別的な条約だったわけですがけれども、2000年にNPT再検討会議で、核保有国に自国核兵器の完全廃絶を約束させているんですね。ですから、そういう流れに向かって今世界が動いているわけなんです。ところで、現状は50か国が批准をすれば発効するんですけど、この条約。9月21日に、小さな国でマルタという地中海にある国が批准をして、45か国になったんです、1つ増えた。あと5か国になって、もう本当に刻々と迫って、時間の問題なんです、発効するまで。それが一つ。それから、最近ちょっと面白い動きがありまして、9

月21日だったんですけど、NATO加盟国20か国と日本、韓国の大統領とか首相などの経験者56人が連名で核兵器禁止条約の参加を呼びかける公開書簡というのを発表したんですね。例の前国連事務総長の潘基文氏ですとか、日本では鳩山由紀夫さんですとか、田中眞紀子元外相、それから御主人の田中直紀元防衛相が署名しています。こういう動きがありました。3つ目、もう一つは、これ非常に大きいんですけど、今日もここで議論していますが、全国で現在自治体って475自治体が意見書の提出やっているんですけど、これ2年目の2018年の4月には239議会だったんですよ。この2年間の間に、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出が2倍に増えているんですね。ちなみに、全国の状況を話しますと、まず岩手県が100%意見書を提出しているんですけど、100%ですね。あと広島が67%、長野県が62%、それで何と恥ずかしいことに全国最下位が栃木県の4%と、この千葉県の4%なんですよ。千葉県は我孫子と勝浦市で、非常に柏の議会は足を引っ張っているというか、私は恥ずかしい。ですから、やはりこういう流れが今できていますから、間違いなくこういう流れは広がっていく。そういう中で、やっぱり反対勢力というのは問われると思うんですよ。ですから、ぜひこの柏の議会でも疑問があったら出していただいて、ここが納得できないんだということであれば言っていただいて、議論し合って、やっぱり世界の流れの上に合流していくといいますか、そういう方向を示してほしいなと思うんですよ。前に中島さんだったかな、橋渡し、核保有国と非保有国の間を日本は橋渡しするんだという、そういう意見を示されたと思うんですけど、じゃ本当にどんな橋渡しするのか。日本の態度というのは、要するに抑止論だ、橋渡し論だなんて言っていますが、結局はアメリカの核の傘の下で、アメリカの意向に屈服しているということに私はすぎないと思っているんですね。ですから、ぜひやはり平和志向に立って、請願に賛同してほしいなと思うんですけど。よろしくお願ひします。

○橋口 現在国、日本政府は核拡散防止条約に基づく段階的な核軍縮を進めております。核軍縮の大きな課題というのは何かというと、お話出ていましたけども、核保有国と非核保有国の対立の溝が深くなっているということなんです。一昨年の国連本部で開かれた核拡散防止条約の再検討会議への準備委員会で提示された勧告案をめぐって、非核保有国は大多数の要望が反映されて、バランスが取れております。核保有国はバランスが欠けているので、賛同していません。核拡散防止条約は、今年で52年目を迎えましたけども、核軍縮の進展にはいまだ不透明感が増してきているというのが現実です。いずれにしても、核保有国の協力がなければ、核兵器禁止条約の実効性は、これもはや望めません。核保有国と非核保有国との信頼関係の再構築が最大の問題と言われているんです。日本政府は、核拡散防止条約に基づいて、非核保有国には核製造、保有の禁止、核保有国には核軍縮を求めています。先ほど、我が党の中島委員が言ったことなんですけども、要するにこういうことです。我が党公明党は、唯一の被爆国として、核のない世界に向けて、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、政府が準備している双方の有識者による賢人会議開催

などを通して核廃絶に貢献してまいりました。核廃絶には様々なアプローチがあると思うんです。この意見書のようなアプローチもあるかと思います。現実的に対立の構造を打ち破らなければ、核廃絶への目標の達成はできないと思うんです。我が党は結党して今日まで、核廃絶、これは党是であります。しかしながら、現実的に世界に国だけじゃなくて、日本だけじゃなくて、世界に目を向けたときに、近隣国でボタン一個押したただけで弾道ミサイル飛んできて、下手をすれば核。それを確かに核廃絶だと言うのは分かるんです。私どもも同じですから。一日も早く、世界の核はなくなっただけの方がいいと思っています。しかしながら、核廃絶という正義を、旗を掲げたときに、核保有国、大国、アメリカというのがあるからそうなんですけれども、その核の傘の下で日本が平和安全保障というのがある部分、完璧ではないにしても、その核の傘っていったって穴ぼこだらけで、実際どこまで守ってくれるんだという議論は別にしても、現実を考えたときに、その傘の中で日本国は守られている。当然ここは矛盾が出てきます。私どもは、核兵器は党是として反対だ。でも、その上で、今アメリカが、じゃ日本政府が出したときに、じゃおたくら自分たちで日本は守れよというときに、どうやって日本国民、柏市民を守る手段がそこにあるのかということなんです。矛盾はあります。しかしながら、今の段階では、この意見書には、そういった意味では賛成しかねるというのが我が党の考えであります。以上。

○内田 御指摘の内容は、確かにごもつものところがございます。ただ、私としてはアメリカの核の傘というところに対しては非常に疑問があるし、だからといって日本は核を持つべきではないという視点もございます。先ほどの御議論の中で、じゃアメリカが日本はどう守っていくんだと、例えば報道にありますように、朝鮮民主主義人民共和国等が弾道ミサイルの発射を行っていたりするという傾向がございます。そこに核がまず、核が弾頭されていたらということ自体が、私は仮想敵国脅威論であるというふうに思いますし、それを言えば言うほど、排外主義やナショナリズムというのがあるからこその、逆に核兵器禁止条約の核拡散防止条約だけでは補完できない核兵器禁止条約の調印をするべきだというふうに私は考えているところでございます。以上でございます。

○日下 橋口さんの言ったのは、結局核抑止力論だと思うんですよ。核抑止力が果たして抑止力になっているのかということなんです。過去にいろんな事件が明らかになってきていますけれども、アメリカが北朝鮮に核攻撃仕掛けるような、その過去に事実があったとかないとか、そういう報道もされています。核抑止力というのは、新たなやっぱり核開発をつくり出しているわけですよ。現にアメリカは小型の核兵器が、ロシアもそうですよね、そうやってお互いにどんどん、どんどん実用的な核の開発にまで今進んでいるわけですよ。ですから、今やっぱり必要なのは、世界が、やっぱり世界の世論ではもちろんなんだけど、法で核の悪の烙印をきちっと押した禁止条約を発効させて、その条約で世界をやっぱり抑止させていく、核兵

器をなくしていくという方向で今ぐんと進める必要があるんですね。と思います。以上。

○橋口 私が言ったのは、核をもって核の傘下の下で守ってもらう、それが抑止だというふうな捉え方をされていると思うんですけども、前段で申し上げたとおり、私どもの党は核廃絶は党是であります。絶対に駄目なんです。その上で、右から左までいろんな意見があるのは、これは当然です、議会でもそうじゃないですか。右から左ある、その中でどれが正しいのかという判断をしたときに、その中でどうベストを尽くしていくのかという視点を持ってもらいたいなど。じゃ、何に視点を置いて、目的をどこに置くのか。核廃絶が一つの目標であることは確かです。でも、そればかり見ていたときに、日本国民をそれで取ったときに、柏市民をじゃどうやって守るんだという話になってくるんです。そういった意味で、現時点で国に対して批准を求める意見書を提出して、仮に国がそれで分かったと、アメリカに、また世界にそれを出したときに、日本がそれで、日本国自体で、世界は持っているわけで、さっき言ったみたいに、ボタンぽちんと押しただけで飛んでくるんですよ。これは事実じゃないですか、周知の事実。だから、正義の旗を掲げるのはよく分かる。けども、現実的な部分として、本当にそれで国民を守れるのかという答えには、この意見書はなっていないと思う。だから、私どもは反対しているということなんです。以上。

○山田 この請願の内容は、過去ずっと出されておりますので、それで私どもは真剣に、これをもう少し時間をいただきたいと。世界の趨勢をよく見たいと、こういう発言をさせてもらって、過去今橋口さん、それからその前委員会からも、公明党さんからも、橋口さんからもいろんな御意見が出ておりました、私どもの会派としても非常にこのことは議論をしてまいりました。ただ、冒頭、本当に今副委員長から出ましたけれども、果たして核は抑止力になるのかとか、それからアメリカの議論に屈服していると、こういうふうにすぐ先にイデオロギーの問題が出ちゃうので、この辺をうちのほうでは真剣に、日本がどうあるべきかと、具体的にどう守っていくのかという議論を、これをちゃんとしっかりしたいということです。時系列で申し上げますと、いわゆるこの第二次世界大戦が終わって、アメリカ、それからイギリス、フランス、ソ連、中国、5か国が全て核兵器を維持したときに核不拡散体制が提案されて、核不拡散条約、いわゆるさっき言っていましたNPT体制が決められたわけです。これ日本は、単独で世界で活躍していくわけにはいかないんで、国際社会に、これは明治以降ずっと世界に鎖国を解いて、世界と付き合う仲になって、戦争後はやっと日本も日米同盟の中で国際社会に復権したと、こういうふうな一つの世界の中での約束事が進んでおるわけです。その後、これは先に話していきましても、第二次世界大戦後の国際政治を激変させた軍事技術、これは核兵器でありまして、その破壊力は全く巨大で、ついに人類に戦争は割に合わないという理性の覚醒をもたらしたと、私はそう思っておるわけで、戦後大国間の全面戦争が起きなかったのは核兵器の登場に負うところが大きいと。特に広島、長崎の惨状が世界

に知られるようになって、それは核戦争の愚かさを本当に際立たせて、予想以上に全くとてつもなく核兵器の抑止力を向上させた、こういうふうな見方もできるんじゃないか、そういうふうに思っております。ただし、自国の安全保障をアメリカに委ね切って、日本は具体的に日本を、さつき橋口さんもおっしゃっていましたが、どう守っていくのかという真剣な議論は欠けていると、こう思っておるわけです。しかし、現状を見れば、核兵器開発疑惑のあった、いわゆる抑止力のこの効果を見たいイランや、それから核兵器を開発したとされる北朝鮮の脅威、それから日本の安全保障を脅かす竹島や尖閣諸島や、経済体制などの厳しい隣国の問題もどんどん出てきている中で、全体を捉えていかなきゃならないんじゃないかと。ですので、現状では日本の安全保障は日米同盟の枠組みの中で推移しているわけでありますので、今度日本は本当に守っていくといたら、どことしっかりした国際協調を図っていく具体的な案を言ってもらいたい。それから、さらにこの今具体的な名前が出ましたけれども、持たざる国と持つ国、両国体制が続く中で、国際緊張を解きほぐす姿勢を取っていると。これ真剣にやると言っていますので、日本政府の橋渡し役割を本当に注視していきたい、こういう姿勢から、この現状に核廃絶決議もだんだん世界の情勢では少し寂しい状態も出てきましたよね。ですので、そういう中で本当に日本が、戦後これからどういうふうにして日本を自立し、守っていく体制、これをもっと真剣に考えていくということを会派で話しておりました。今意見を聞いているだけで、ちっとも意見を言わないと言うから、私どもの会派の気持ちを申し上げたわけでございます。

○内田 意見書、今山田委員のほうからイデオロギーの話に至ったわけですが、そもそも意見書では、イデオロギッシュなところというのは、むしろこう出さないように、広範囲な議論ができるようにということで書かれている趣旨かと私は思います。日米同盟の話が出ましたが、私個人の持論を申し上げますと、我が国をどのように守っていくのかということに対しては、私はその日米同盟を破棄していく、このことがやはり近隣諸国との調和を取れるし、緊張関係が緩和できるものというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○山田 今委員さんから話が出ましたけれども、私は請願者がイデオロギー的なことを言っているとかいうのは、一言も言っていません。請願者の趣旨を尊重した上で議論をしたいと。委員の中でそういう発言が出た、これは自由討議だから結構だけれども、そういうことで言質を取らないように。これは、過去必ずいろんな問題が出てくるので、しっかりそこは共有していきましょう。

○内田 イデオロギーの議論ととらわれてしまったのは、こちらも若干行き過ぎた発言は（「私に対して訂正してください」と呼ぶ者あり）山田委員に対しては、行き過ぎた発言をしたかもしれません。その点は失礼いたしました。私どももイデオロギーの話ではないところでお話をさせていただきたいということも申し述べているところでございまして、山田委員に対しては大変失礼をいたしました。以上でございます。

○日下 こうして意見を交わし合ったのは、私いいことだったなというふうに思うんですけどね。ただ、今世界も日本も、その核兵器廃絶に向かって大きな流れが生まれているということなんですよね。そここのところをやっぱり皆さんも自覚してもらいたいと思うし、必ずやそういう流れが核保有国に対しても働きかけていくことは間違いないです。ですから、再度お互いに検討して、いい方向をつくっていきましょう。

○委員長 それでは、これより採決いたします。

○委員長 本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんでしょうか。異議なし。（「閉会中審査の提案というのとは」と呼ぶ者あり）見学。（「閉会中審査の、こういうのを閉会中審査にしたらどうですか」と呼ぶ者あり）あれ、提案もいいんでしょう。どうぞ。（私語する者あり）今言ったことを閉会中の事務調査の項目と決するに御意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

○内田 今日は、請願のところで多角的な議論ができて、本当にありがとうございました。こういったところを閉会中審査で私は集中審議をするべきだということを主張いたします。以上でございます。

○日下 今委員長からも打診があったので、ちょっと考えてみたんですけど、一つは皆さんのところに市民から手紙が来ていませんか。来ていない。私だけ。柏市議会市民環境委員会先生各位と来ていないですか。（私語する者あり）来ていますよね。（「環境部が説明してくれるような話をしていたかな。今日なのかな、何かそ

ういう話は」「今日この後のスポーツ課ですよね」「スポーツ課だけ」と呼ぶ者あり) 午後のスポーツ課よ、この後は。(「環境部もそれでね、意識しているんですよ」と呼ぶ者あり) 私もこれ自分で調べて、全然見ていないんですけれども、ちょっと調査しなきゃいけないんじゃないかなというふうには思った。実態が分からないから。これ一つ。

あともう一つは、清掃工場、クリーンセンター、北部が今度改修になるじゃない、計画持っているじゃないですか。あと私も参加している柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合のごみ共同処理事業の検討がされているんだけど、環境衛生組合のクリーンセンター御覧になったことがあります。行ったことがあります。行ってみたい、あと北部の実態を見てみたいする必要もそろそろあるかなというふうには思ったんですね。その2つを私は考えました。委員長が、何かあったら考えといてと言ったから、考えたんだよ。

○円谷 まず、先ほどのポイ捨ての件ですけど、所管ちょっとどこなのか確認してもらえますか。環境なのか、防犯のほうなのか。分かります。(「それは環境だよね」「ポイ捨てという意味での、例えば路上喫煙の防止という意味だと環境部なんですけど、例えば路上喫煙の話だとしたらですけど、その副流煙などの健康問題ですと保健所ですし、その中身によって変わってくるのかなと思います」と呼ぶ者あり) 分かりました。それで、基本委員長からお諮りいただいたのは、正副委員長に一任してもらえるかどうかということだと思うんですけど、最終的にいずれにしても委員長のお名前で我々も招集されて、また執行部に対しての依頼も委員長からということになるかと思しますので、お2人でしっかり議論して、この意見を吸い上げてといいますか、尊重して、いいところで委員長、副委員長にお決めいただければ、それでよろしいかなと私は思います。

○浜田 先ほどのポイ捨てなんですけど、環境政策課に一度問い合わせたところ、条例の改正も含むと思われるので、保健所の健康増進課と今連携して話合いをしているということで回答がありまして、ただそれについてはしっかりその進捗状況と、またそういったことをしっかり報告してほしいというところまではお伝えはしてあるので、今日実は報告いただけるのかなと思ってはいたんですが、その辺りもぜひ委員長、副委員長のほうでお願いできればなと思っていますので、よろしく願いします。

○委員長 トータルの今伺った話は承って、しっかり反映できるようにさせていただきます。内田さんの話の冒頭も含めてね。今浜田委員からお話があった件は、さっきもちょっとマイクなしでしゃべりましたけど、環境部が把握している話ですので、この後もし時間、まだ幾つかあるんだよね、議題ね。議題というか課題か。

(私語る者あり) その後に入れ込めたら、環境部ちょっと話ししてもらったらどうですか。(私語る者あり) 環境部に、話は知っているから、ちょっともし環境部がその後話せる状態だったら、皆さんの前で一緒に話したほうが(「ちょっと至急確認を」と呼ぶ者あり) すみません、お願いします。ということで、正副委員長

に一任を願いましたので、そのように対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午後 2時 30分閉会